

お客様各位

インターネットバンキング不正利用に対する被害補償について
～安心してご利用いただくために～

北郡信用組合（理事長 西塚一彦）は、お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただく為、平成 29 年 7 月 1 日より、インターネットバンキングの不正利用に対し下記の通り被害補償をいたします。

これまで北郡信用組合ではお客さまの大切な資産を守る為、セキュリティ対策を講じておりますが、お客さまにおかれましても、パソコン環境において、各種ソフトウェアの更新やセキュリティ対策など、セキュリティレベルの向上に注力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 補償内容

不正な取引により生じた損害について、以下の補償限度額範囲内で被害補償を実施いたします。

2. 補償限度額

個人：1口座当たり最大 1,000 万円

法人：1口座当たり最大 3,000 万円

2. 補償開始日

平成 29 年 7 月 1 日

3. 補償の対象外又は減額について

当組合が提供しているセキュリティ対策を行っていない場合やパスワードの管理に問題があった場合など、補償の対象とならないケースがございますのでご注意ください。詳細は、別紙「インターネットバンキングの被害補償対象外または減額となる主な場合」をご参照ください。

以上

別紙

「インターネットバンキングの被害補償 対象外または減額となる主な場合」

- 1) 当組合が提供しているセキュリティ対策ソフト（PhishWall プレミアム等）を利用していない場合
- 2) インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合
- 3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用している場合
- 4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態で稼働していない場合
- 5) インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していない場合
- 6) ID・パスワード等が管理不十分により他人が知りえる状態になった場合
- 7) パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話に保存していた場合
- 8) 被害調査にご協力いただけない場合
- 9) お客さま、お客さまの従業員、そのご家族等の行為もしくは加担した犯行である場合